

## 令和3年度国民健康保険税について

国民健康保険税の税率・課税限度額は、令和2年度と変更ありません

(広報せんぼく7月1日号も併せてご覧ください)

	【医療分】	【後期高齢者支援金分】	【介護保険分】
所得割	8.90%	3.00%	2.40%
均等割額	21,000円	7,000円	9,000円
平等割額	22,000円	7,000円	4,000円
課税限度額	630,000円	190,000円	170,000円

## 国民健康保険税の軽減判定の基準が一部変更されます

令和3年1月1日施行の個人課税所得（給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等）に伴い、減額の基準額も合わせて引き上がります。

また、一定の給与所得者と公的年金等所得者が世帯に2人以上いる場合には、当該見直し後においては国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響をさけるため、次のとおり軽減判定基準の見直します。

### ■軽減判定所得

区分	改正前	改正後
	世帯主と国保加入者の所得額	世帯主と国保加入者の所得額
7割軽減基準額	33万円 以下	43万円 以下
5割軽減基準額	33万円+28.5万円×被保険者数 以下	43万円+28.5万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1) 以下
2割軽減基準額	33万円+52万円×被保険者数 以下	43万円+52万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1) 以下

※給与所得者とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

※国保加入者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含みます。